

# 新規就農者定着緊急支援事業費補助金交付要領

制定 令和6(2024)年10月16日経技第779号

(趣旨)

第1条 県の交付する新規就農者定着緊急支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(交付の目的等)

第2条 補助金の名称、目的、交付の対象である事業の内容及び交付の相手方は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

補助金の名称	補助金の交付目的	交付の対象である事業の内容	交付の相手方
新規就農者定着緊急支援事業費補助金	肥料などの資材価格高騰の影響を緩和するため、新規就農者の肥料等の資材購入費のうち価格高騰相当分の一部を支援金として助成する。	別表1のとおり	栃木県内で認定を受けた認定新規就農者。なお、青年等就農計画の有効期間の終期が令和6年4月1日以降であり、かつ、令和6年4月1日から令和6年9月末までに対象となる品目を作付けていること。

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者が、規則第4条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき申請書の名称	様式	申請書に添付すべき書類の名称	部数	提出期限
新規就農者定着緊急支援事業費補助金	新規就農者定着緊急支援事業費補助金交付申請書	様式第1	1 事業計画書 2 同意書及び誓約書 3 青年等就農計画書及び青年等就農計画認定書の写し 4 その他農業振興事務所長が必要と認める書類	農業振興事務所長が別に定める部数	農業振興事務所長が別に定める日

(交付の決定)

第4条 農業振興事務所長は、規則第5条による交付決定を行った場合、規則第7条の規定に従い、補助金の交付を申請した者に対し通知するものとする。

(補助条件)

第5条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更又は補助金の内容の変更（次条の軽微な変更を除く。）をする場合においては、農業振興事務所長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、農業振興事務所長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに農業振興事務所長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 農業振興事務所長は、前各号に定めるもののほか、補助金の交付の目的を達成するために、必要な条件を附することができる。

(軽微な変更)

第6条 前条（1）における軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業の中止
- (2) 事業費の30パーセントを超える増減

(変更の承認)

第7条 第5条（1）の規定に基づく農業振興事務所長の承認を受けようとする場合には、変更承認申請書（様式第2）に変更の内容及び理由を記載した書類を添付して、1部を農業振興事務所長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第13条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき報告書の名称	様式	報告書に添付すべき書類の名称	部数	提出期限
新規就農者定着緊急支援事業費補助金	新規就農者定着緊急支援事業費補助金実績報告書	様式第3	1 事業実績書 2 支出内訳書 3 その他農業振興事務所長が必要と認める書類	農業振興事務所長が別に定める部数	農業振興事務所長が別に定める日数

(補助金の請求)

第10条 規則第18条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき請求書の名称	様式	請求書に添付すべき書類の名称	部数	提出期限
新規就農者定着緊急支援事業費補助金	新規就農者定着緊急支援事業費補助金交付請求書	様式第4	1 交付決定通知書の写し 2 額の確定通知書の写し 3 農業振興事務所長が別に定める書類	農業振興事務所長が別に定める部数	農業振興事務所長が別に定める日数

(帳簿の備付等)

第 11 条 規則第 23 条の規定する帳簿及び証拠書類並びに証拠物の保管の期間は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して 5 年間とする。

(補助事業完了後の報告等)

第 12 条 農業振興事務所長は、補助事業の成果について、必要があると認めるときは、随時の報告及び関係資料の提出を求めることができるものとする。

(その他)

第 13 条 この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、知事が別に定めるところによるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和 6 (2024) 年 10 月 16 日から適用する。
- 2 この要領は、令和 6 (2024) 年度をもって廃止する。

別表1（第2条関係）

事業	補助対象経費	補助要件	補助率	補助限度額
新規就農者定着緊急支援事業	耕地面積に応じて補助額を算定する。 ①園芸（施設） 20千円／10a ②園芸（施設以外） 9千円／10a ③土地利用型作物 9千円／10a	1 耕地面積として、同一農地への作付回数や二毛作による重複はカウントしない。	定額	① 8万円 ② 8万円 ③ 8万円